

2026年立憲民主党女性議員ネットワーク 総会議案書

- 1 開会
挨拶
伊藤めぐみ女性議員ネットワーク代表（神戸市議）
小島とも子組織委員会副委員長・ジェンダー平等推進本部事務局長
- 2 議事
報告第1号 2025年活動報告 <2P>
議案第1号 2026年活動方針（案） <5P>
議案第2号 2026年役員体制（案） <6P>
- 3 閉会

報告 第1号 2025年活動報告

1 活動報告

立憲民主党女性議員ネットワーク規約に基づき、2025年1月20日の総会です承された役員体制で活動をスタートしました。引き続き、全国の女性自治体議員の横の連携を深め、エンパワーメントに資する活動に取り組みました。

総会では、立憲民主党の野田代表（当時）へ要望を提出し、研修では「弁護士資格を持つ立憲民主党所属女性国会議員との意見交換会」を行い、その後ランチミーティングで意見交換をしました。

夏の研修会は2025年8月7～8日に参議院議員会館で開催し、法政大学総長ダイアナ・コー先生から「アジアから考えるジェンダーと批判的思考」についてお話いただき、辻元代表代行のご講演、意見交換の後、ランチ意見交換会で交流を深めました。また自治体議員ネットワークとの共同開催でもあったため、分科会の研修「ひとり親の住宅問題とは何か」を女性議員ネットワークで運営し、追手門学院大学教授葛西リサ先生からお話いただき、各自自治体で活かせる取り組みとしました。

また、年2回のオンライン研修会、年3回のオンライン情報交換会を行い、研鑽を積むと共に、各地域や議員間の情報共有や意見交換の場を設けました。

新たに2026年4月から、立憲民主党ジェンダー平等推進本部へ、女性議員ネットワーク代表と事務局長が参画することになり、辻元清美本部長をはじめ参議院議員のメンバーと意見交換をするなど、党のジェンダー平等推進への取り組みに参画し、活動を深めることになりました。

情報共有のためのDiscord（ディスコード）サーバーの活用は、102名の登録があり、情報発信と受信に課題があるものの、新人議員の登録を行いながら、平時からの悩み相談や政策の情報交換などに役立つように継続します。

今後の中間選挙、統一地方選挙を見据えたさらなる連携強化のため、自治体議員ネットワークやジェンダー平等推進本部と連携し、女性議員ネットワークの活動がさらに充実するよう取り組みます。

2 2025年度活動実績

(1) 総会

2025年1月20日 於:参議院会館1階講堂

(2) 世話人会(2回)

2025年3月9日、9月20日

(3) 役員会(4回)(オンライン&リアル)

2025年1月13日、1月20日、3月1日、2026年4月28日

(4) 研修会

2025年6月24日、30日 魅せ方講座

2025年12月12日 市販薬オーバードーズの現在～実態と課題～

【夏季研修会】

2025年8月7日

○研修

講師:法政大学総長 ダイアナ・コー先生

内容:アジアから考えるジェンダーと批判的思考

○党幹部講演・意見交換

辻元代表代行ご講演・意見交換

テーマ:第27回参議院議員選挙を終えて

2025年8月8日

○研修

講師:追手門学院大学教授 葛西リサ先生

演題:ひとり親の住宅問題とは何か

(5)オンライン情報交換会(3回)

2025年4月12日 第1回情報交換会

2025年9月20日 第2回情報交換会

2026年2月14日 第3回情報交換会

(6)その他

ブロック活動

北海道 5/18、11/1

東北 4/24-25

北関東 4/15、11/20-21

南関東 11/8

東京 12/19

北信越 8/28-29

近畿 8/25(女性議員 NW 単独開催)

中国 3/23

四国 4/24-25

沖縄九州 4/15-16

3 現状の女性自治体議員数 (2026年6月8日現在)

「女性議員ネットワーク」は、立憲民主党に所属する全国346人の女性自治体議員によって構成されています。女性自治体議員数のさらなる拡大、ゼロ県連の解消は引き続き女性議員ネットワークの重要な課題となっています。

自治体議員総数 1,184名 / 女性議員 346 29.22%

(参考)

2026年4月27日現在 1,193名 / 女性議員 349名 29.25%

2025年1月14日現在 1,227名 / 女性議員 340名 27.70%

2024年1月9日現在 1,239名/女性議員 341名 27.52%

2023年1月10日現在 1,250名/女性議員 286名 22.88%

■都道府県別女性自治体議員数について(全346人)

(北海道) 47

(東北) 青森5・岩手3・宮城11・秋田5・山形4・福島3

(北関東) 茨城3・栃木3・群馬5・埼玉20

(南関東) 千葉17・神奈川29・山梨3

(東京) 61

(北信越) 新潟2・富山1・石川1・福井0・長野6

(東海) 岐阜2・静岡7・愛知9・三重1

(近畿) 滋賀4・京都5・大阪9・兵庫8・奈良2・和歌山1

(中国) 鳥取5・島根2・岡山4・広島0・山口1

(四国) 徳島3・香川8・愛媛4・高知0

(九州) 福岡16・佐賀2・長崎4・熊本2・大分4・宮崎4・鹿児島7・沖縄3

2025年役員

代表 : 伊藤めぐみ (兵庫県神戸市会議員)

副代表 : うつのみや陽子 (大分県大分市議会議員)

加賀谷富士子 (群馬県議会議員)

事務局長 : 川瀬さなえ (東京都豊島区議会議員)

事務局次長 : 畠山みのり (北海道議会議員)

川上智美 (岡山県岡山市議会議員)

幹事 : 樋口典子 (宮城県仙台市議会議員)

: 市川佳子 (神奈川県議会議員)

: 竹村直子 (長野県議会議員)

: 上野雅美 (愛知県北名古屋市議会議員)

: 中野真由美 (徳島県北島町議会議員)

議案 第1号 2026年活動方針(案)

■議案 2026年活動方針(案)

1 基本理念

私たち立憲民主党女性議員ネットワークは、女性議員の拡大は、地方議会の多様性確保のため不可欠であるとの認識のもと、女性議員を『増やす・ともに学ぶ・支え合う』ために、シスターフッドを発揮していきます。また、国会議員や自治体議員ネットワークとも連携しながら、自治体の枠を超えた交流の場づくり、新人女性議員を念頭においた研修や情報交換などの活動を進めます。

2 基本計画

①研修会と交流会

- ・夏季研修会を開催します。
- ・政策力を高める研修や情報交換を行います。
- ・多様なテーマで気軽に話せる交流の場を定期的に開催します。

②アクション

- ・ジェンダーや女性に関わる意見書提出などに取り組みます。
- ・ジェンダーに関わる課題について、必要に応じて党に対し提言を行います。
- ・党ジェンダー平等推進本部と連携しながら、活動します。
- ・選挙における女性候補者への応援を促します。

③その他

- ・自治体議員ネットワークとの連携・協力を引き続き進めます。
- ・女性議員ネットワークの取り組みについて、立憲ウェブサイト等により広報・発信に努めます。
- ・ブロック世話人を中心に、各ブロックでの女性自治体議員の交流・連携をはかります。

3 スケジュール案

- ・7月：世話人会または運営委員会 夏の研修会の企画、地域情報共有等
- ・8月：夏季研修会(リアル、オンライン)
- ・11月：世話人会または運営委員会 次年度活動方針、次期役員の検討、地域情報共有など
- ・2027年4月：統一地方選
- ・2027年6月：総会、新役員選出、活動計画議決など

※政策研修会、自治体議員NWや党ジェンダー平等推進本部との連携は適時行う。

議案 第 2 号 2026 年役員体制(案)

2026 年役員

代 表 : 伊藤めぐみ (兵庫県神戸市会議員)
副 代 表 : うつのみや陽子 (大分県大分市議会議員)
 : 加賀谷富士子 (群馬県議会議員)
事務局長 : 川瀬さなえ (東京都豊島区議会議員)
事務局次長 : 畠山みのり (北海道議会議員)
 : 川上智美 (岡山県岡山市議会議員)
幹 事 : 樋口典子 (宮城県仙台市議会議員)
 : 市川佳子 (神奈川県議会議員)
 : 高橋聡子 (新潟県新潟市議会議員)
 : 上野雅美 (愛知県北名古屋市議会議員)
 : 福家利智子 (香川県綾川町議会議員)

2026年女性議員ネットワーク世話人一覧

		都道府県	世話人	所属議会名	期数	運営委員	役員
北海道	1	北海道	畠山みのり	北海道議会	3期	○	○
	1	北海道	篠原堇	札幌市議会	1期	○	
東北	2	青森	田名部裕美	八戸市議会	2期	○	
	3	岩手	小西和子	岩手県議会	5期		
	4	宮城	樋口典子	仙台市議会	4期	○	○
	5	秋田	栗野希穂	由利本荘市議会	2期		
	6	山形	橋本彩子	山形県議会	1期		
	7	福島	佐原真紀	福島市議会	2期		
北関東	8	茨城	鈴木明子	那珂市議会	1期		
	9	栃木	伊賀 純	大田原市議会	2期		
	10	群馬	加賀谷富士子	群馬県議会	3期	○	○
	11	埼玉	民部佳代	ふじみ野市議会	5期	○	
南関東	12	千葉	菊岡多鶴子	千葉県議会	2期	○	
	13	神奈川	市川よし子	神奈川県議会	4期	○	○
	13	神奈川	早川ひとみ	茅ヶ崎市議会	3期	○	
	14	山梨	保坂多枝子	北杜市議会	6期		
東京	15	東京	中村延子	中野区議会	4期	○	
	15	東京	川瀬さなえ	豊島区議会	2期	○	○
	15	東京	稗田みなこ	国立市議会	4期	○	
北陸信越	16	新潟	高橋聡子	新潟市議会	2期	○	○
	17	富山	井加田まり	富山県議会	4期		
	18	石川	川島美和	金沢市議会	1期	○	
	19	福井	(不在)				
	20	長野	竹村直子	長野県議会	1期		
東海	21	岐阜	渡辺仁美	可児市議会	3期	○	
	22	静岡	川島美希子	藤枝市議会	3期		
	23	愛知	上野雅美	北名古屋市議会	6期	○	○
	24	三重	柏木はるみ	津市議会	2期		
近畿	25	滋賀	佐口佳恵	滋賀県議会	2期		
	26	京都	相原佳代子	京都府議会	1期		
	27	大阪	大川百合	摂津市議会	1期		
	28	兵庫	伊藤めぐみ	神戸市会	3期	○	○
	29	奈良	今井梨加	橿原市議会	2期	○	
	30	和歌山	山路恭世	和歌山市議会	1期		

中国	31	鳥取	尾崎 薫	鳥取県議会	4期		
	32	島根	はくいし恵子	島根県議会	5期		
	33	岡山	川上智美	岡山市議会	1期	○	○
	34	広島	(不在)				
	35	山口	姫野敦子	岩国市議会	6期	○	
四国	36	徳島	中野真由美	北島町議会	3期	○	
	37	香川	福家利智子	綾川町議会	5期	○	○
	38	愛媛	小野志保	新居浜市議会	2期		
	39	高知	(不在)				
沖縄・九州	40	福岡	森本由美	北九州市議会	7期	○	
	41	佐賀	徳永文子	佐賀市議会	1期		
	42	長崎	饗庭敦子	長崎県議会	2期		
	43	熊本	幸村香代子	熊本県議会	1期		
	44	大分	宇都宮陽子	大分市議会	2期	○	○
	45	宮崎	黒田奈々	宮崎市議会議員	1期		
	46	鹿児島	和 るりか	鹿児島市議会	1期		
	47	沖縄	座間味万佳	宜野湾市議会	1期		

* 女性議員ネットワーク(=党規約に基づく立憲民主党所属女性自治体議員団)の世話人を各都道府県より1名選出。北海道および神奈川は2名、東京は3名。(2021/12/4開催の運営委員会にて了承)

* 世話人の中から、衆院比例ブロック内で運営委員2名の選出。

北海道は世話人=運営委員=2名、東京は世話人=運営委員=3名、神奈川は世話人2名、南関東ブロックの運営委員=3名(神奈川から2名)の選出。

* 役員は衆院ブロックの運営委員から各1名選出し、年次総会で承認を得る。

立憲民主党女性議員ネットワーク規約

(名称および設立の経緯)

第一条 本会は立憲民主党女性議員ネットワークと称する。2020年12月9日に開催された第9回本部常任幹事会において承認され、同年12月25日の総会において立憲民主党のもとに設立されたものである。

(事務所)

第二条 本会の事務所は、東京都千代田区永田町1-11-1 立憲民主党本部に置く。

(目的)

第三条 本会は、立憲民主党規約第36条にもとづく党所属の女性自治体議員による議員団であり、女性自治体議員が地域を基盤に全国と緩やかにつながるプラットフォームとして、ジェンダー視点をもった政治への変革を進めることを目的とする。

(活動)

第四条 本会は、前条の目的を達成するため、以下の活動を行う。

- (1) 党幹事長に対して、党運営について、提言を行う
- (2) 党政務調査会長に対して、政策について、提言を行う
- (3) 研修会の開催、視察・調査の実施
- (4) 政策についての調査、意見交換会
- (5) その他、目的を達成するための活動

(構成員)

第五条 本会の構成員は立憲民主党の党籍を有する女性自治体議員とする。

(組織)

第六条 本会に下記の組織を置く。

- (1) 世話人会
- (2) 運営委員会
- (3) 役員会

(世話人会)

第七条 世話人会は、立憲民主党の都道府県連ごとに選出された1名を世話人として、構成する。(北海道、神奈川は2名、東京は3名とする。)

(運営委員会)

第八条 運営委員会は、世話人の中から衆議院議員選挙の比例ブロックごとに2名の運営

委員を選出し、構成する。(北海道は世話人=運営委員=2名、東京は世話人=運営委員=3名、神奈川は世話人=運営委員=2名・南関東ブロックの運営委員=3名、とする)

(役員会)

第九条 役員会は、比例ブロックから選出された運営委員のうち、1名または2名を役員として構成する。

2 役員会には、次に掲げる役員を置くことができる。

- (1) 代表：1名
- (2) 副代表：若干名
- (3) 事務局長：1名
- (4) 事務局次長：若干名
- (5) 幹事：若干名

3 役員会は総会で承認された事項の執行に関する事及びその他、本会の運営に関することを議決する。

(任期)

第十条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員が欠けた場合は、同じブロックの運営委員が後継役員となることができる。
- 3 後継役員の任期は、前任者と同じとする。
- 4 世話人、運営委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(総会)

第十一条 本会の最高意思決定機関は総会とする。

- 2 総会は、通常総会と臨時総会とする。
- 3 通常総会は、年に一回、春季に開催する。
- 4 臨時総会は、必要に応じて開催することができる。
- 5 総会の構成は、第五条の者をもって組織する。

(総会の審議事項)

第十二条 総会は次の各号を審議する。

- (1) 活動報告、活動方針
- (2) 規約の変更
- (3) 役員選任と解任
- (4) その他運営に関する必要事項

(総会の開催)

第十三条 総会は代表が招集する。

- 2 臨時総会は、次の各号の場合に開催する。

- (1) 代表が必要と認めたとき
- (2) 過半数の世話人から請求があったとき

(議決)

第十四条 総会の議事は、出席した者の過半数をもって決とする。

2 可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(議事録)

第十五条 総会の議事について、次の各号についての議事録を作成する。

- (1) 日時・場所
- (2) 出席者数
- (3) 審議事項及び議決結果
- (4) 議事録署名人の選任に関する事項
- (5) その他

2 第五条の者が請求した場合、議事録を閲覧させなくてはならない。

(世話人会・運営委員会・役員会の開催)

第十六条 世話人会、運営委員会、並びに役員会は、必要に応じて開催する。

附則

この規約は、2024年1月15日から施行する。

2025年8月 総会時期を春季に修正

2026年6月 事業報告、事業計画を活動報告、活動方針に修正

(運営細則)

1. 自治体議員ネットワーク等と双方向の連携、党常任幹事会の情報共有のため、自治体議員ネットワーク役員等の陪席を必要に応じて要請する。
2. 研修会は、ブロック単位でも開催することができる。
3. 研修会などへの無所属議員、予定候補者、インターンなどの参加については、その都度、役員会で協議し決定する。